

平成22年度 財政援助団体監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 四日市市職員共済会
 総務部 人事課(財政援助に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成23年1月28日
 4 監査結果報告 平成23年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【四日市市職員共済会】
 特になし

【総務部人事課】

<p>(1) 補助金の額の確定手続きについて 四日市市補助金等交付規則第15条では、「補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し交付する」と定められているが、運営補助金については額の確定手続きがなされないまま補助金が交付されていたので、今後は、額の確定手続きを行ったうえで補助金を交付するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年3月31日 四日市市補助金等交付規則に基づき、平成22年度補助金から、補助金の額の確定手続きを行ったうえで交付するよう改めた。</p>
---	--

平成22年度 財政援助団体監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 四日市市職員共済会
 総務部 人事課(財政援助に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成23年1月28日
 4 監査結果報告 平成23年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【四日市市職員共済会】

<p>(1) 会計処理上の責任体制について 処務規程第3条に定める副会長の専決事項の一部について、処理件数が多いことから事務の効率化を図るため内部決裁により事務局長に事務委任しているが、会計処理上の責任体制を明確にするため処務規程の改正等整備を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【検討中】 平成23年 9月30日 これまで、収入・支出および共済給付に関する業務のうち軽易または定例な事務のみ、内規においてその専決を事務局長に委任してきたが、責任体制を明確にするため、処務規程の改正を行うべく調整を行っている。</p>
<p>(2) 内部事務の管理について 支出に係る証拠書類に記載漏れが認められるなど内部事務管理においてチェック体制が十分に機能していない部分が見受けられた。日常業務の管理体制を再検証し、基本的な事務処理手順や書類のチェックポイントを整理してマニュアル化するなど、内部事務管理の合規性、合理性、効率性の一層の徹底に努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成23年 9月30日 共済給付金・人間ドック費用助成・クラブ運営費助成など、主な支出事務において業務のマニュアルを作成した。</p>

【総務部 人事課】

<p>(1) 事務コストの負担について 四日市市職員共済会の事務局は人事課にあるが、平成18年度から人事課では福利厚生業務の一部を外部委託化するにあたりそのうち四日市市職員共済会の業務分について市への負担額の見直しを図るなど、逐次事務コストの負担区分の明確化が図られてきている。引き続き事務に必要なコストを見極めて、市と四日市市職員共済会との適切なコストの負担区分の明確化を徹底するよう努めること。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成23年 9月30日 業務内容の見直しなど、引き続き、市と四日市市職員共済会の役割分担の明確化に努める。</p>
--	--